

豊田市における

盛土規制法の概要

安全な盛土等を行うために



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

豊田市 都市整備部

開発調整課

法の目的、特徴		2
豊田市の規制区域、許可対象の盛土等	豊田市の規制区域	3
	許可対象の盛土等	4
許可を要しない工事		7
手続の流れ		10
許可基準	技術基準	13
	設計者の資格、申請者の資力・信用	16
	工事施行者の工事完成能力	19
	土地所有者等の同意	20
	定期報告、中間検査、中間報告	21
都市計画法のみなし許可扱い		23
届出及び申請	届出概要	25
	届出書の留意事項	26
	申請書の留意事項	28
	申請手数料	30
既存盛土調査の流れ		31

名称

宅地造成及び特定盛土等規制法

施行日

令和5年5月26日

目的

危険な盛土等による災害から国民の生命・身体を守る

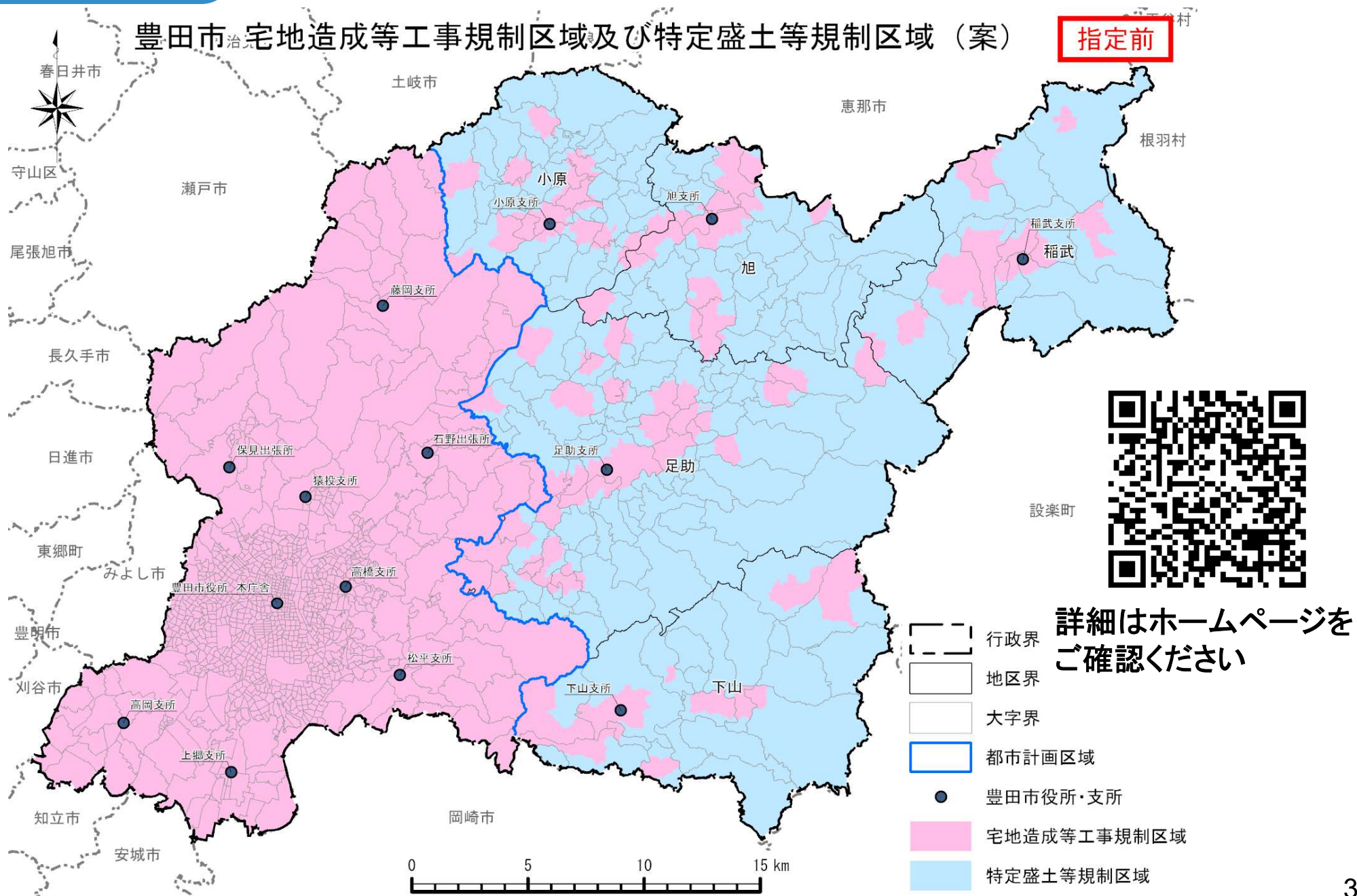
内容・特徴

全国一律の基準による包括的規制

- ・スキマのない規制（規制区域、規制対象の明確化）
- ・盛土等の安全性の確保
- ・責任の所在の明確化
- ・実効性のある罰則

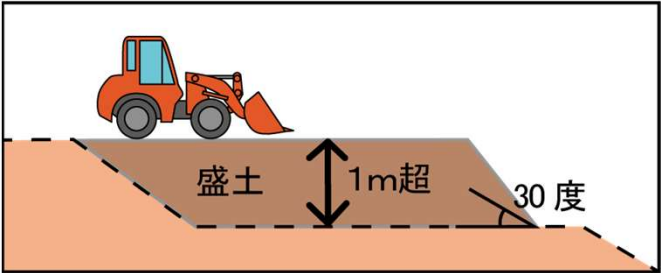
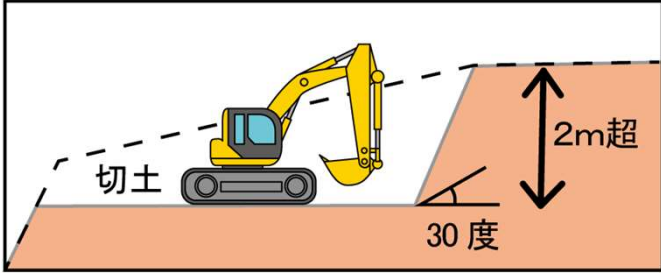
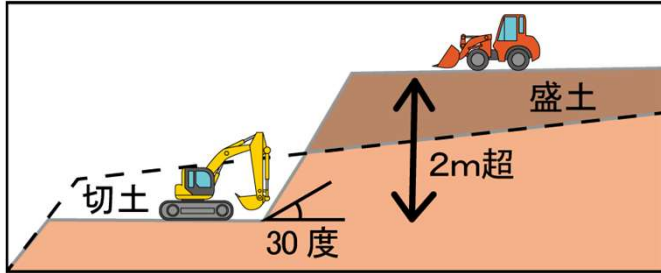
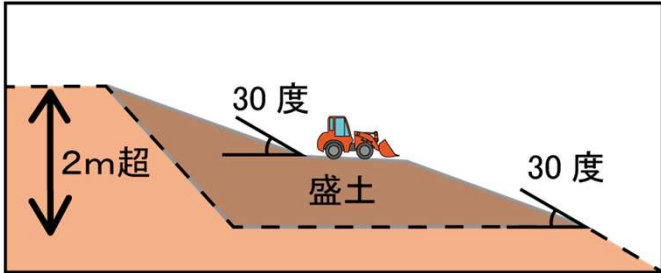
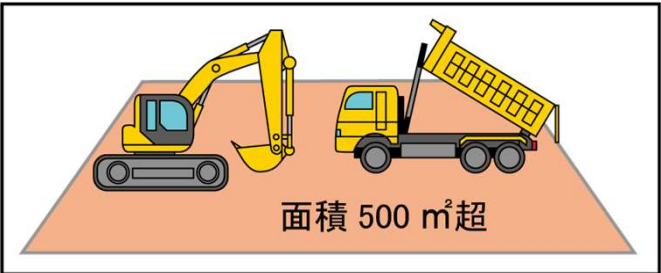
豊田市では、令和6年10月1日（予定）の規制区域指定とともに規制が開始されます。

豊田市の規制区域



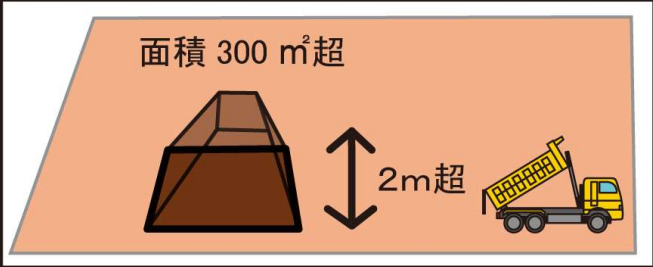
許可対象の盛土等

盛土又は切土

① 盛土で 高さ1m超の崖ができる工事 	② 切土で 高さ2m超の崖ができる工事 	③ 盛土と切土を同時に行い 高さ2m超の崖ができる工事 
④ 盛土で 高さ2m超の工事(①、③以外) 	⑤ ①～④以外で盛土又は切土を行う 土地の面積500㎡超の工事(高さ30cm超の盛土又は切土に限る) 	備考 崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの ①～④の高さ：最上端から再下端までの垂直高さ ⑤の高さ：同一位置における盛土又は切土の前後の標高差

許可対象の盛土等

土石の堆積

①	②
最大堆積時に 高さ2m超かつ面積300㎡超の工事	最大堆積時に 面積500㎡超の工事(高さ30cm超の堆積に限る)
	

用語	定義
土石の堆積	土石を積み重ねたもの(一定期間(5年以内)の経過後に当該土石を除却するものに限る。)
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すもの
土砂	次に掲げるもの ・土(地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト、及び粘土) ・土に有機物が混入したもの ・土に性状改良材(セメント、石灰等)を混合等したもの ・資源有効利用促進法に規定される建設廃棄物等の 建設副産物(コンクリートの塊、アスファルトの塊など)を土と同等の性状にしたもの
岩石	石(粒径75ミリメートル以上のもの)のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

許可対象の盛土等

許可の特例

- ・国、都道府県、政令市、中核市が行う宅地造成等に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって、法第12条第1項の許可があったものとみなす（法第15条第1項）

公共工事⇒許可不要（ただし、協議は必要）

- ・規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けたときは、法第12条第1項の許可を受けたものとみなす（法第15条第2項）

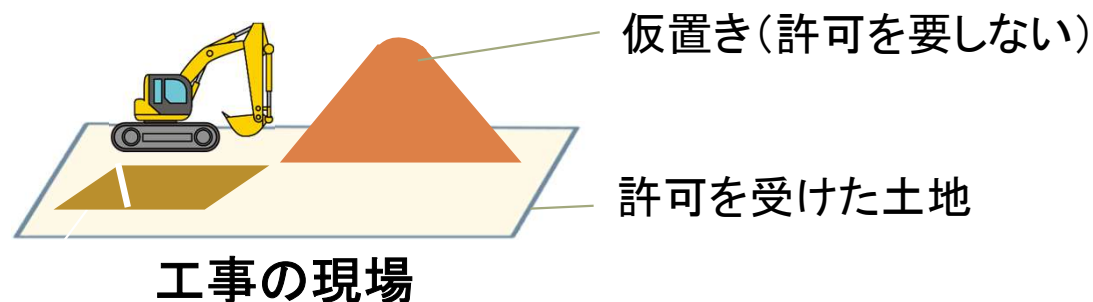
許可が必要な規模であっても、政令・省令等により許可を要しない工事は以下のとおり

区分	具体的な内容
公共施設用地(公共施設の用に供されることが決定している土地も含む)における工事	道路、公園、河川、砂防設備等および国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道等
土地利用のために土地の形質を維持する工事	通常の営農行為、グランド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ※通常の営農行為の範疇か否かは農業委員会の意見等を踏まえて判断
規制区域指定の際に既に行われている工事	許可申請ではなく届出が必要(規制区域の指定があった日から21日以内)
盛土等に関する工事に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事	○ 採石法、砂利採取法、廃掃法、土地改良法等の許可等を受けた工事 ○ 以下に掲げる土石の堆積に関する工事 ・高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・土石の堆積を行う土地の面積が面積が500㎡を超えるものであって、堆積の厚さが30センチを超えないもの ・工事の施行に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの(具体的な事例については、次ページ以降で説明)

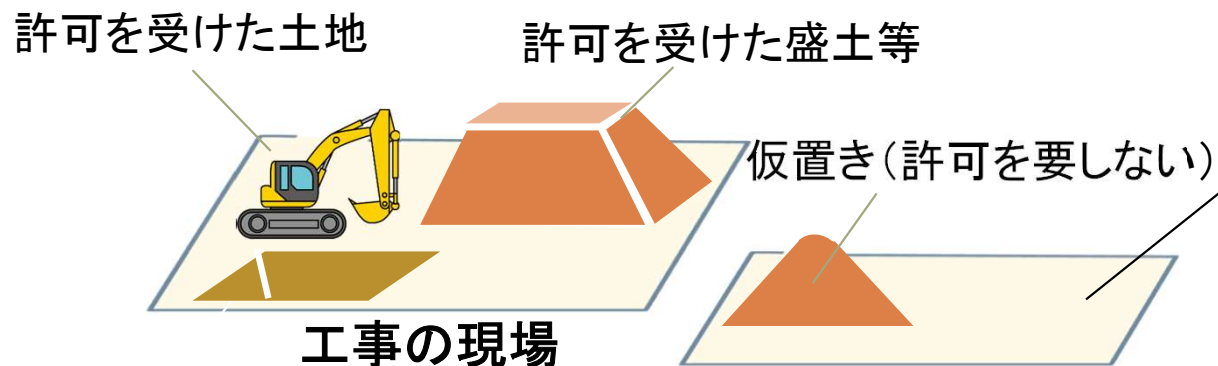
許可を要しない工事

工事の施行に使用する土石又は当該工事で発生した土石を
当該工事の現場又はその付近に堆積する場合

- ①盛土規制法による許可を受けた土地内に、工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を当該現場に一時的に仮置きする場合



- ②盛土規制法による許可を受けた工事の現場(土石の一時堆積を行う工事を除く)で、工事に使用する土石又は掘削工事により発生した土石を請負契約書等で土石等の置場として位置づけられた土地に一時的に仮置きする場合

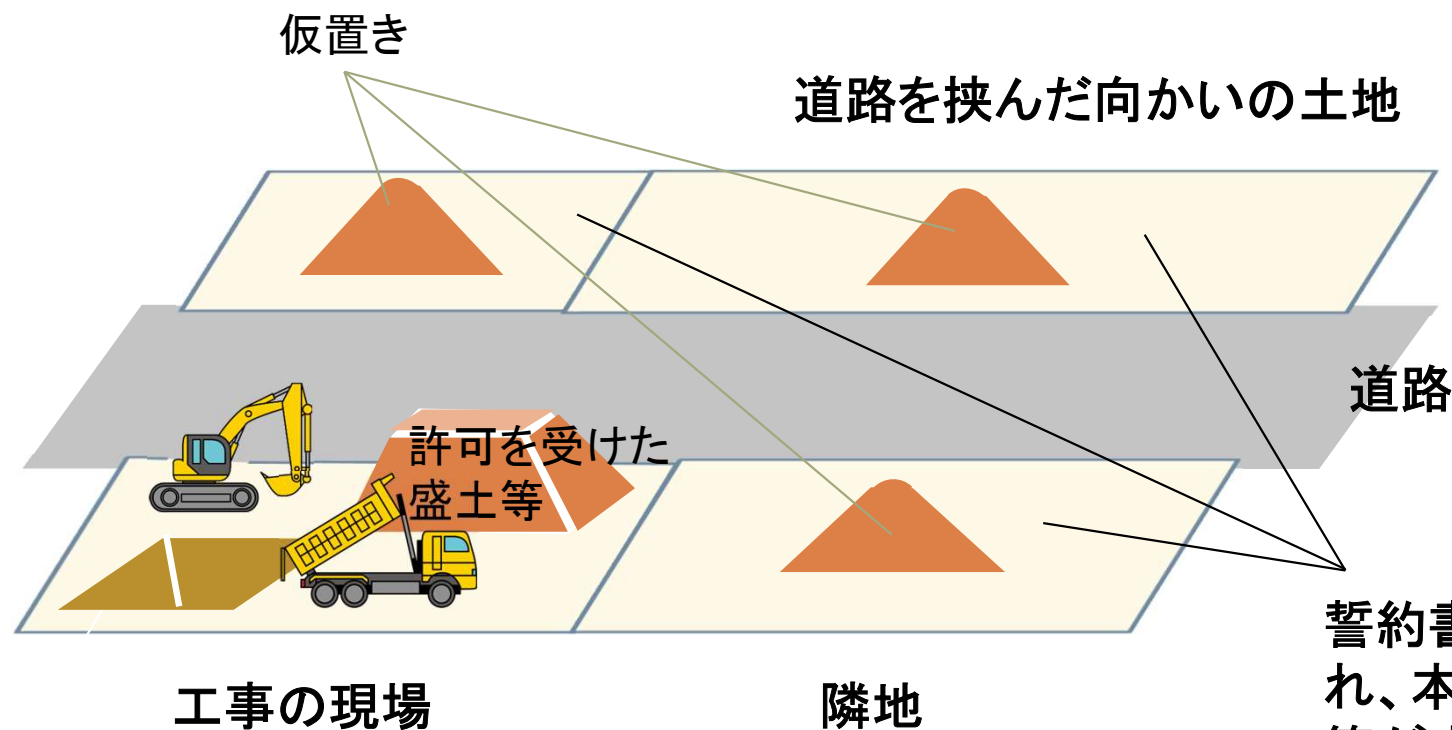


請負契約書や工事施工計画書等に
土石等の置場として位置づけられ、
主任技術者等が工事の現場と一体的な安全管理をできる土地

許可を要しない工事

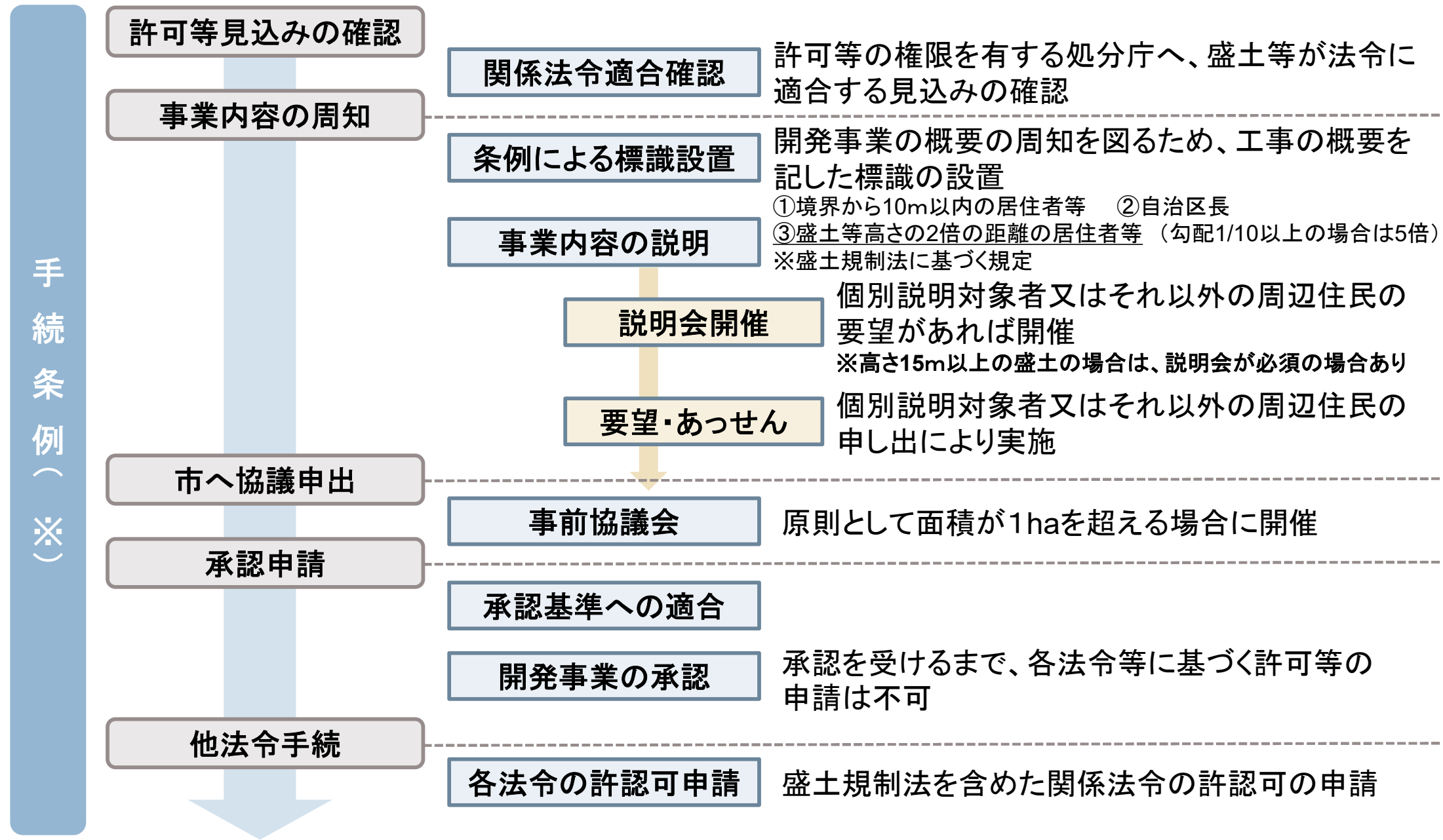
工事の施行に使用する土石又は当該工事で発生した土石を
当該工事の現場又はその付近に堆積する場合

③盛土規制法による許可を受けた工事の現場で、工事に使用する土石又は掘削工事により
発生した土石を工事現場の付近に一時的に仮置きする場合

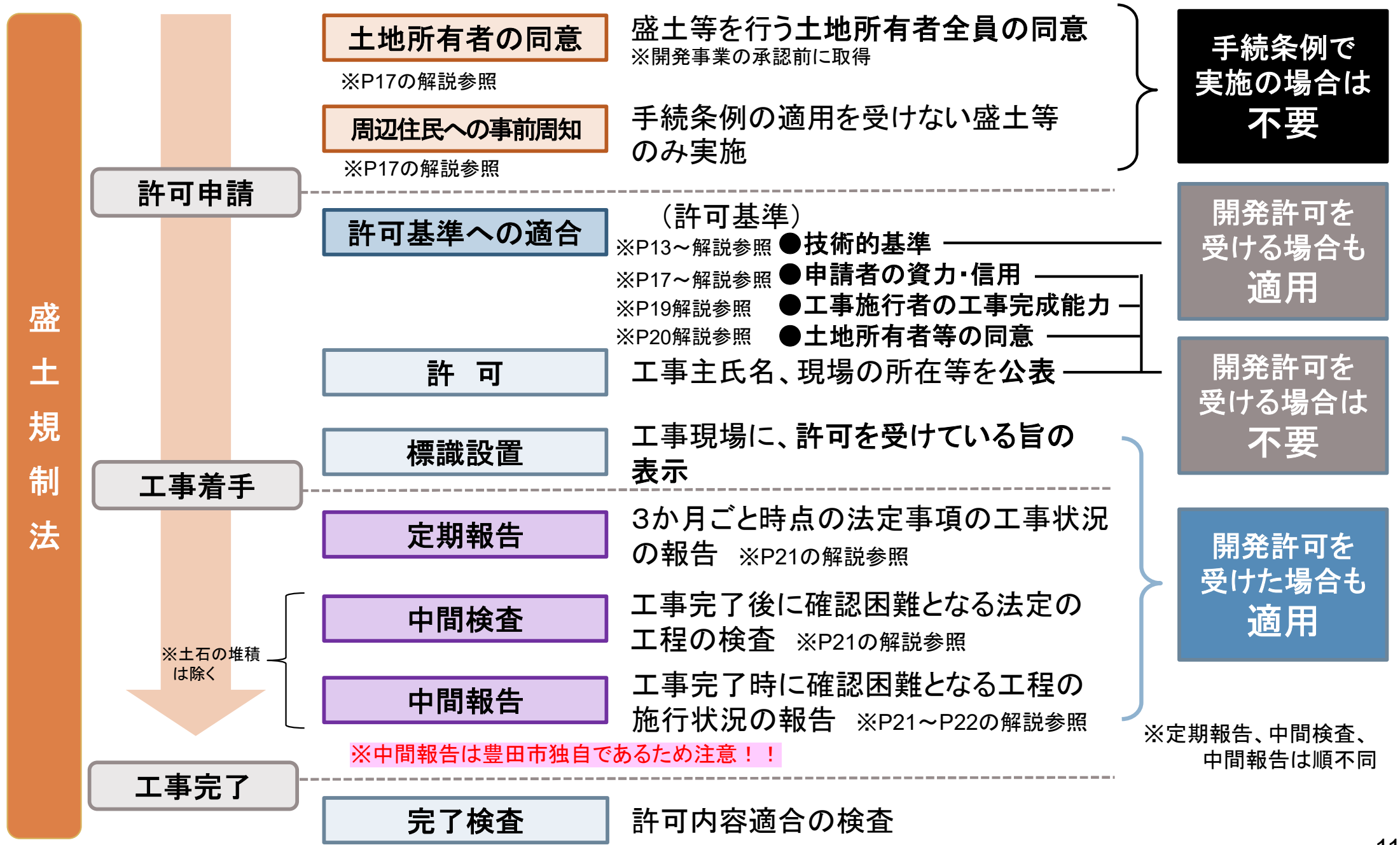


工事現場の付近とは・・・
隣地又は道路を挟んだ向かいの土地

誓約書や看板で管理体制等が記され、本体の工事現場の主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な土地
(原則工事の現場の隣地又は道路を挟んだ向かいの土地)



前ページ 条例から



標準処理期間

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する 工事の許可	法第12条第1項 法第30条第1項	30
土石の堆積に関する工事の許可	法第30条第1項	14
※標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備の訂正等に要する期間は含みません。 ※標準処理期間の日数は、豊田市の休日定める条例による市の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日、12月29日から1月3日）は含みません。 ※標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。		

土地の形質の変更(盛土・切土)

- ・盛土箇所の原地盤が不安定な場合や、谷埋め盛土等の崩落のリスクが高い盛土の場合は安定計算により安全を確認することを求める。
- ・特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における15m超の盛土の場合は、安定計算を行うことを政令で義務付け

※マニュアル等で暗渠等の構造について具体的に記載

擁壁等の設置を要さない
崖面には石張等の措置

崖面以外の地盤面には植栽、
芝張り等の措置※3

地山の勾配が15度以上の場合は地山の段切

30°以下(崖以外)

地山の勾配が急な
場合は地山の段切り

滑りやすい地盤の補強(杭等)

盛土又は切土による崖※1を生じる場合は
擁壁又は崖面崩壊防止施設※2を設置

出典：盛土規制法パンフレット<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603831.pdf>、盛土等防災マニュアル

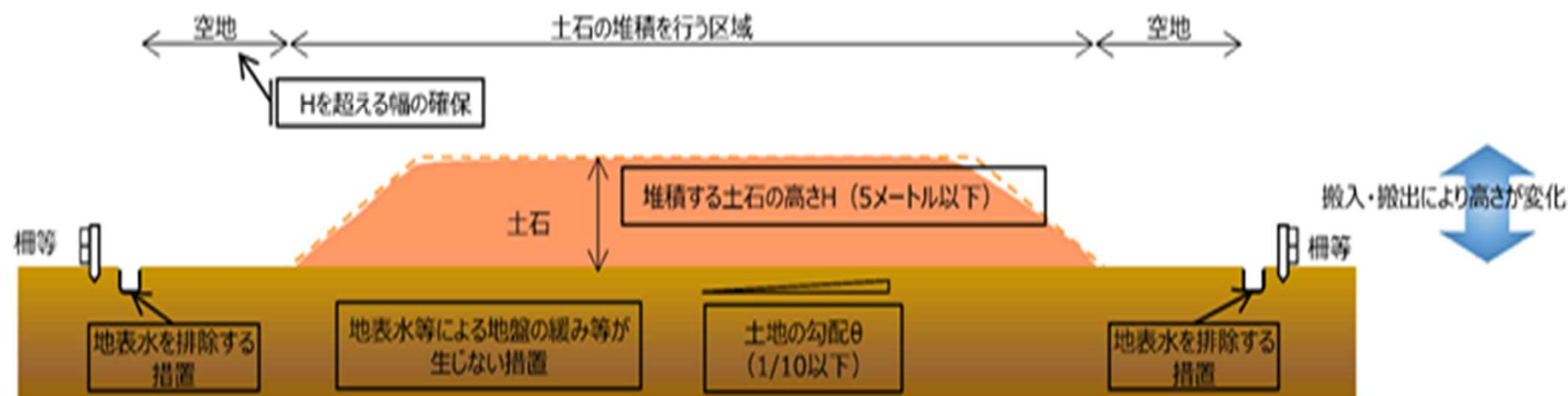
13

技術基準

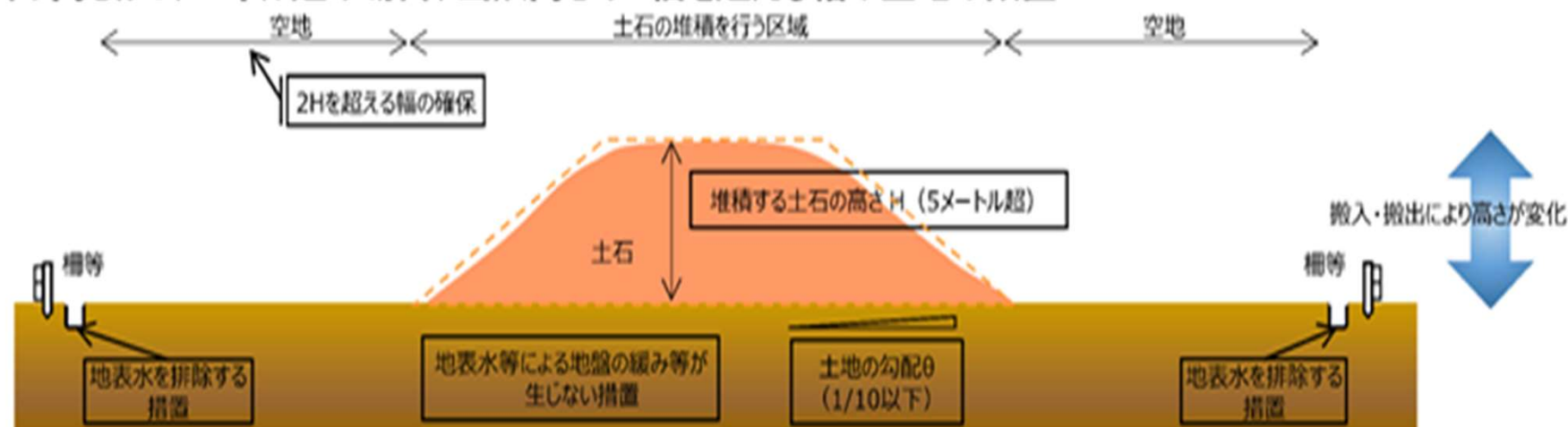
土石の堆積

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

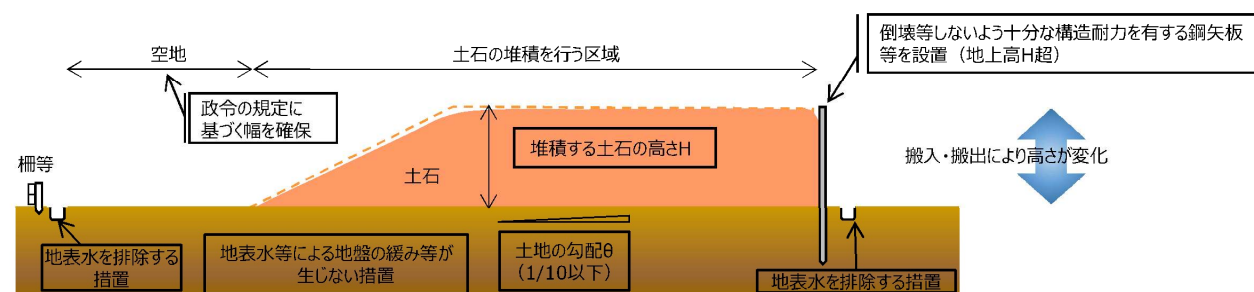


技術基準

土石の堆積(代表事例)

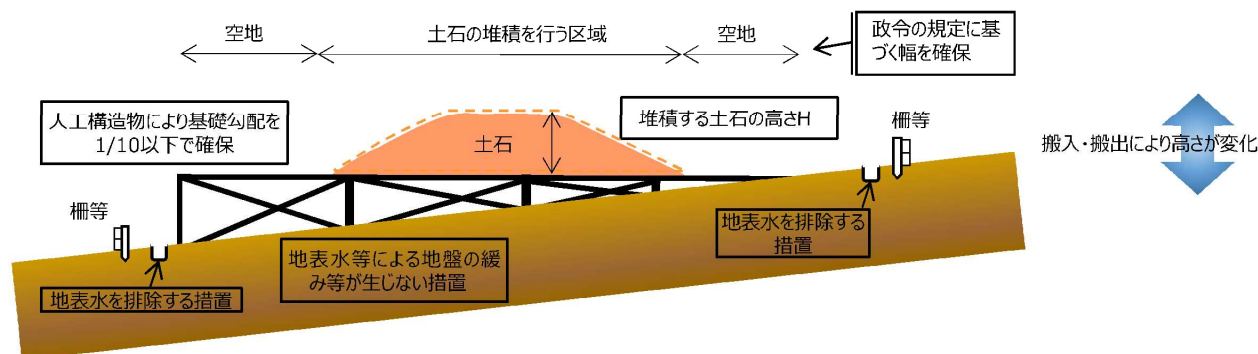
A) 鋼矢板等の設置

⇒土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



B) 構台等の設置

⇒構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。土石を堆積する面(空地を含む)の勾配は10分の1以下を確保する。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する。



C) 堆積勾配の規制及びシート等による保護

⇒堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。
なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安全性を確保するために1:2.0よりも緩い勾配とすることが望ましい。

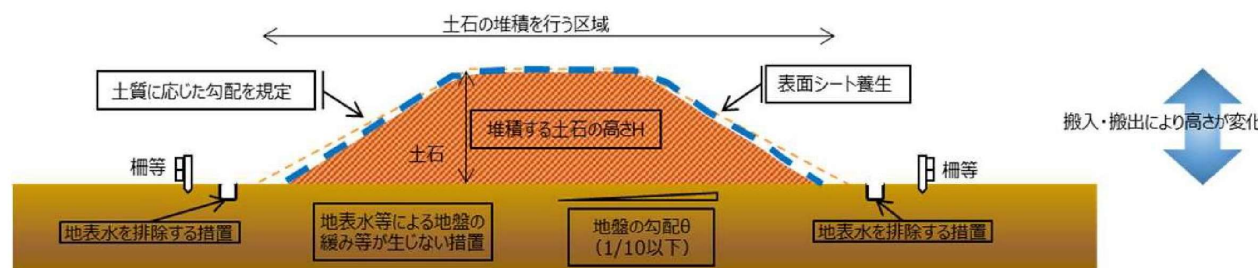


図 代表的な措置の概念図

※ 「柵等」は、区域内に人がみだりに立ち入らないようにする施設をいい、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば簡素な措置とすることも可能

設計者の資格

宅地造成等に関する工事が、次のいずれかに該当している場合は、宅地造成等に関する工事の設計者が資格を有していることが必要です。

- ア 高さが5 mを超える擁壁を設置する場合
- イ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地において排水施設を設置する場合

⇒旧宅造法と同一の資格 （許可申請手引きに記載予定）

申請者の資力・信用

工事主の資力

工事主が工事を完成するために必要な資力を有している者のみへ許可

工事主が法人の場合

◆省令で規定される許可申請時に提出が必要となる資料

- ・登記事項証明書
- ・役員の住民票もしくは個人番号カードの写し等
- ・資金計画書

◆審査基準

工事主が以下のいずれかに該当すること。

- ア 直前期の自己資本比率が10%以上であること。
- イ 直前期の自己資本比率が0%以上10%未満の場合は、直前3年間の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。)の平均額又は、直前事業年度の経常利益金額等が0以上で、直前3年間の所得税が完納していること。

※提出資料【経理的基礎申告書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】

- ウ 直前期の自己資本比率がマイナスである場合は、直前3年間の経常利益金額等の平均額が0以上で、直前3年間の所得税が完納していること。

※提出資料【経理的基礎申告書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書】

工事主が個人の場合

◆省令で規定される許可申請時に提出が必要となる資料

- ・住民票もしくは個人番号カードの写し等
- ・資金計画書

◆審査基準

工事主が以下に該当すること。

- ア 直前期の資産額から負債額を減じて得た額が0以上で、直前3年間の所得税が完納していること。

※提出資料【経理的基礎申告書、資産に関する調書、納税証明書】

申請者の資力・信用

工事主の信用

工事主が工事を行うために必要な信用を有している者のみへ許可

◆審査基準

工事主及び工事主の役員等が以下のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 盛土規制法または同法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（豊田市長が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）

ウ 盛土規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）

エ 暴力団員等

※提出資料【法人登記簿、役員等報告書、誓約書、申請者の印鑑登録証明書】

※工事主の役員等

会社の役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主及び出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者等

工事施行者の工事完成能力

施行者の能力

工事施行者が工事を完成するために必要な能力を有している者のみへ許可

- ◆審査基準
- 工事施行者が以下に該当すること。
- ア 当該工事の難易度に対して、過去の事業実績等から工事を完成することが可能と考えられること。

※提出資料
【工事施行者の能力に関する申告書、法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)】

参考書類

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

豊田市長 様

住 所

工事主の氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり、申告します。

工事施行者の住所及び氏名
(名称及び代表者氏名)

電話 () -

設立及び沿革

設立 年 月 日

業務の内容
(法令による登録等)

資産の状況
(資本金)

従業員数

事務職 人 技術職 人 計 人

盛土等の経歴

工事の名称

施行主名

工事施行場所

面積
(平方メートル)

施行年度

宅地造成等の経歴

・工事の名称

・事業主

・工事施行場所

・面積

・施行年度

※申請者と工事施行者が別の場合は、法人の登記簿謄本(個人の場合は住民票の写し)を添付

土地所有者等の同意

土地所有者の同意

工事主は盛土規制法の許可申請前に土地の所有者等全員の同意の取得が必要

周辺住民への事前周知 法11条・法29条関係

工事主は、工事の許可申請をするとき、あらかじめ、工事の施工に係る周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の工事内容の周知に必要な措置を講じなければならない。

※周辺住民 盛土等の規模や地形から判断される範囲に居住する住民

※工事内容 工事主・施工者の氏名又は名称、所在地、着手・完了予定日、盛土等の高さ・面積・土量等

※必要な措置 ①～④で選択

- ① 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を当該土地の周辺地域の住民に配布すること
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を、当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること
- ④ 都道府県等の条例又は規則で定める措置（開発手続条例適用の場合は、同条例で規定する方法による）

ただし、次に該当する場合、①必須

○山間部における河川の流水が継続して存する土地、その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地(改正政令7条2項2号に規定する土地(溪流等))において、高さが15mを超える盛土をする場合

定期報告、中間検査、中間報告

定期報告

◆要報告の盛土等の規模

- ①盛土崖2m超、②切土崖5m超、③盛土切土同時崖5m超、④盛土高2m超(①、②該当除く。)、⑤盛土切土面積3,000㎡超

◆報告事項等

盛土等の高さ、盛土等の面積、盛土等の土量、擁壁等について、施工状況を3か月ごとに報告

中間検査

◆対象となる盛土等の規模

- ①盛土崖2m超、②切土崖5m超、③盛土切土同時崖5m超、④盛土高2m超(①、②該当除く。)、⑤盛土切土面積3,000㎡超で、暗渠排水管を敷設するもの

◆検査工程

工事完了後に確認困難となる、盛土基盤の排水管の敷設

中間報告

重要工程の施工状況等を、施工後、遅滞なく写真や検査書類等により市に報告

→詳細な内容については次ページに記載

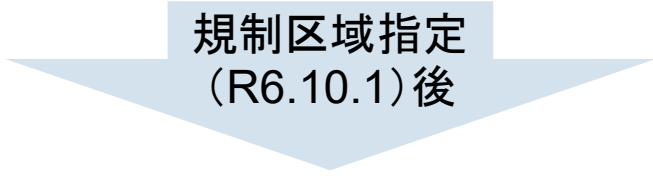
定期報告、中間検査、中間報告

中間報告

重要工程	報告内容	提出する書類
基礎地盤	傾斜地における段切りの施工状況	・スタッフ等により幅と高さを撮影した写真
排水層	盛土内排水層の施工状況	・スタッフ等により厚さ、延長長さを撮影した写真 ・材料を撮影した写真 ・小段ごとに設置されていることを撮影した写真
盛土	盛土の締固め状況	・スタッフ等により巻出し厚が30cm以下となっていることを撮影した写真 ・締固めが行われていることを撮影した写真 ・盛土が所定の締固め度を有していることを示す書類
擁壁	現場打ち擁壁の施工状況	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・鉄筋種類、鉄筋径、配筋間隔、かぶり厚さが設計内容と整合していることを撮影した写真 ・裏込め砕石又は透水マットが設計内容通り施工されていることを撮影した写真
	プレキャスト擁壁の施工状況	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・裏込め砕石又は透水マットが設計内容通り施工されていることを撮影した写真
	練積み擁壁の施工状況	・裏込め砕石が設計内容通り施行されていることを撮影した写真
	崖面崩壊防止施設の施工状況	・設計どおりの部材を用いて施工されていることを撮影した写真

開発許可への影響(盛土規制法の許可みなし)

これまでは、開発許可(都計法第29条第1項又は第2項)を受けて行われる宅地造成は、宅地造成等規制法第8条の許可は不要であった。規制区域指定(盛土規制法規制開始)までは同様



規制区域指定
(R6.10.1)後

盛土規制法の許可を要する盛土等でも、開発許可を受けて行われる宅地造成であれば、同法の許可は必要ないが、開発許可後は、**盛土規制法の規定が適用**

盛土規制法の許可を受けたものとみなされる(みなし許可)

許可後に適用される手続、規制の主なもの

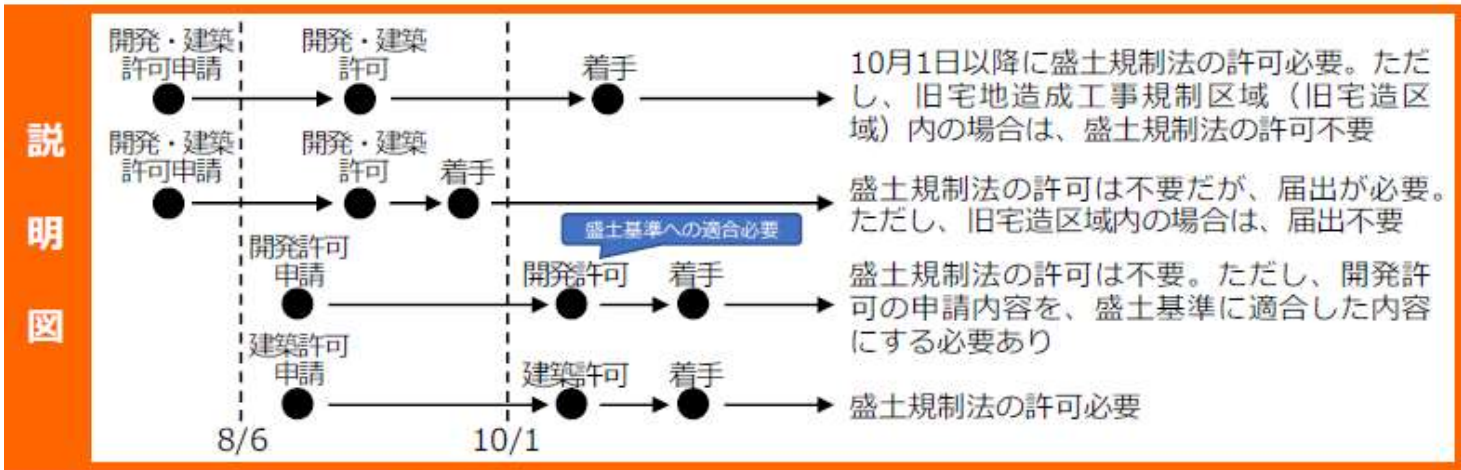
- ◆中間検査や定期報告、現場での標識設置、完了後の保全義務等
- ◆盛土規制法の技術的基準への適合
(都市計画法第33条第1項第7号の基準)
- ◆盛土規制法の是正措置と罰則

開発許可 又は 建築許可の (都市計画法第29条) (都市計画法第43条)

申請時期 に注意

豊田市では、**令和6年10月1日（基準日）**から、盛土規制法の規制を開始します。以下の**対象事業**に該当する開発許可又は建築許可（開発等許可）については、**8月5日までに開発等許可申請**を行い、**9月30日まで**に**工事に着手**した場合は、盛土規制法に基づく許可申請は不要となります。

8月6日以降に申請する場合は、許可日が基準日以降になり、**盛土規制法の技術基準（盛土基準）に適合**している必要があります。



9月30日までに開発許可等を受ける場合の申請書提出期限

令和6年8月5日（月）

※期限内に提出された場合でも、個別法の進捗状況や申請内容によっては、許可日が基準日を超え、盛土基準への適合が必要な場合があります。

届出概要

届出概要

規制区域内で、規制が開始される(令和6年10月1日(火)予定)前に着手された一定規模以上の盛土、切土及び一時的な土石の堆積(盛土等)については、届出の提出が必要です。

届出に係る盛土等も、工事中はもちろん、工事完了後の安全な状態の維持を見据え、施工していただく必要があります。

提出された届出の内容については、盛土規制法施行規則第54条の規定に基づき、工事施行者の氏名や届出工事の場所などがホームページで公表されます。

届出期間

令和6年

10/1 火 ~ 10/21 月

午後5時15分まで

届出方法

盛土規制法施行規則第52条に基づき、所定の様式に必要書類を添付し、豊田市に提出
様式は、市のホームページからダウンロード可能

届出書の留意事項

様式第十五

届出書 様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記	
1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5 盛土又は切土の高さ	メートル
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル
7 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日
9 工事完了予定年月日	年 月 日
10 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

- 工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。
- 工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。
- 工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事をしている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。
- 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- 盛土の再下端から最上端まで又は切土の再上端から再下端までの垂直高さを記載すること。
盛土と切土を同時に行う場合は、切土の再上端から盛土の再下端までの垂直高さを記載すること。
- 盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cmを超える部分の面積を記載すること。
- 盛土又は切土の総土量を記載すること。場内で土砂を移動する場合は、切土と盛土双方に土量を記載すること。
- 工事に着手した日、完了予定年月日を記載すること。
- 予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記載すること。

届出書の留意事項

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

届出書 様式第十六

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。

工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事をしている 土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5	土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年 月 日
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	工事の進捗状況	

工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事をしている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。

土石を堆積する高さの最大値を記載すること。

土石を堆積する面積の最大値を記載すること。

土石を堆積する土量の最大値を記載すること。

工事に着手した日、完了予定年月日を記載すること。

予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記載すること。

[注意]
1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

申請書の留意事項

様式第二

許可申請書 様式第二

必要に応じた災害防止措置を記載すること。
(例えば土留矢板、沈砂槽、防災調整池、仮排水路、がけ面シート被覆等)

大規模な造成工事で遊水池、沈砂池、蛇力コ等を設置する場合に記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法【第 12 条第 1 項】 【第 30 条第 1 項】の規定により、許可を申請します。		※手数料欄		
工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。				
申請者 氏名				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	渓流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル
				延長 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル
				延長 メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内寸法 センチ メートル
				延長 メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				

設計者の住所・氏名を記載すること。

工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。

工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事を行っている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。

平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

盛土の再下端から最上端まで又は切土の再上端から再下端までの垂直高さを記載すること。盛土と切土を同時に行う場合は、切土の再上端から盛土の再下端までの垂直高さを記載すること。

盛土又は切土をする前後の地盤面の高さが30cmを超える部分の面積を記載すること。

盛土又は切土の総土量を記載すること。場内で土砂を移動する場合は、切土と盛土双方に土量を記載すること。

許可を要するもののみ記載すること。盛土の場合は 1m を超えるもの、切土又は切盛の場合は 2m を超えるもののみを記載。同一擁壁が複数箇所にある場合は、まとめて記載。
(番号) 一計画平面図と対照できるものとする。
(構造) 一練積擁壁、鉄筋コンクリート (L 型、逆 T 型、逆 L 型等) 擁壁、本市標準構造図による場合は構造図のタイプ (例：名古屋市型 L-2.0) を記載。また、認定擁壁を使用するときは、認定書に記載されている擁壁名とタイプを記載。
(高さ) 一擁壁前面地盤面から天端背面地盤面までの垂直距離 (見かけ高さ) を記載し、高さが順次変化する場合は、最小高さ～最大高さの範囲で表す。
(延長) 一許可を要する擁壁の施工延長を記載する。

(番号) 一排水計画平面図の番号と同一とすること。(種類) 一 U 字溝、L 形溝、排水管、桝等を記載すること。
(内寸法) 一既製品は呼び名を記載すること。(延長) 一排水施設の施工延長又は個数を記載すること。

擁壁で覆わないときの法面の保護の方法を記載すること。

リ 工事中の危害防止のための措置		
ヌ その他の措置		
ル 工事着手予定年月日	年	月 日
ヲ 工事完了予定年月日	年	月 日
ワ 工程の概要		
11 その他必要な事項		
「準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工」のように、工程の概要を記載すること。		※許可に当たって付した条件 年 月 日
係員氏名		※許可番号欄 年 月 日
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しなくても可。 2 申請者、1 欄の工事主、係員等の名称及び代表者の氏名を記載すること。 3 1 欄の工事主が法人である場合は、代表者の氏名を記載すること。 4 2 欄は、資格を有する者の氏名を記載すること。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。		

工事の施行にあたって、他の法令に基づく許認可が必要な場合に、その手続きの状況を記載すること。
(砂防法、区画整理、風致等の申請)

工事に着手する日、完了予定年月日を記載すること。

申請書の留意事項

許可申請書 様式第四

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項
第 30 条第 1 項} の規定により、許可を
申請します。

年 月 日 殿

申請者 氏名

※手数料欄

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置	
ル その他 措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	

- 工事を実施したい者の住所・氏名を記載すること（押印不要）。
- 設計者の住所・氏名を記載すること。
- 工事を現地で実際に施工する者の住所・氏名を記載すること。
- 工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。緯度・経度については、工事をしている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記載すること。
- 土石を堆積する高さの最大値を記載すること。
- 土石を堆積する面積の最大値を記載すること。
- 土石を堆積する土量の最大値を記載すること。
- 土石を堆積する勾配の最大値を記載すること。
- 土石の崩壊を防止するための措置を記載すること。
(例えば鋼矢板等の設置、構台等の設置、堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等)
- 地盤の改良等の措置を記載すること。
- 空地の番号と幅を記載すること。堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地、5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地を設置する。なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。
- 雨水等の地表水を排除する措置を記載すること。(例えば排水溝、サンドマット等)
- 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を記載すること。(例えば鋼矢板等の設置、構台等の設置、堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等)
鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記載し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記載すること。
- 必要に応じた災害防止措置を記載すること。
- 大規模な土石の堆積に関する工事で遊水池、沈砂池、蛇力ゴ等を設置する場合に記載すること。
- 工事に着手する日、完了予定年月日を記載すること。

カ 工 程 の 概 要

8 その他必要な事項

※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

【注意】

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから記入してください。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系で記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記載すること。
- 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記載し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記載すること。
- 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行するに当たって、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。

「準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工」のように、工程の概要を記載すること。

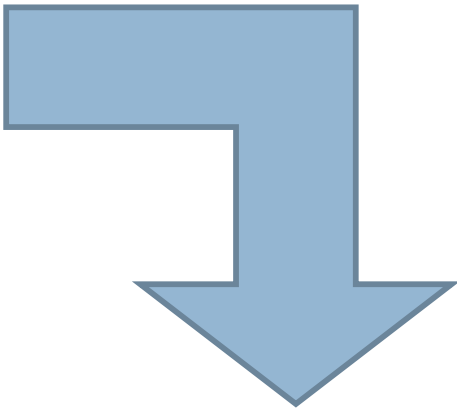
土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記載すること。

申請手数料

中間検査や技術基準の審査等に時間を要することから、従前に比べ、手数料が増加

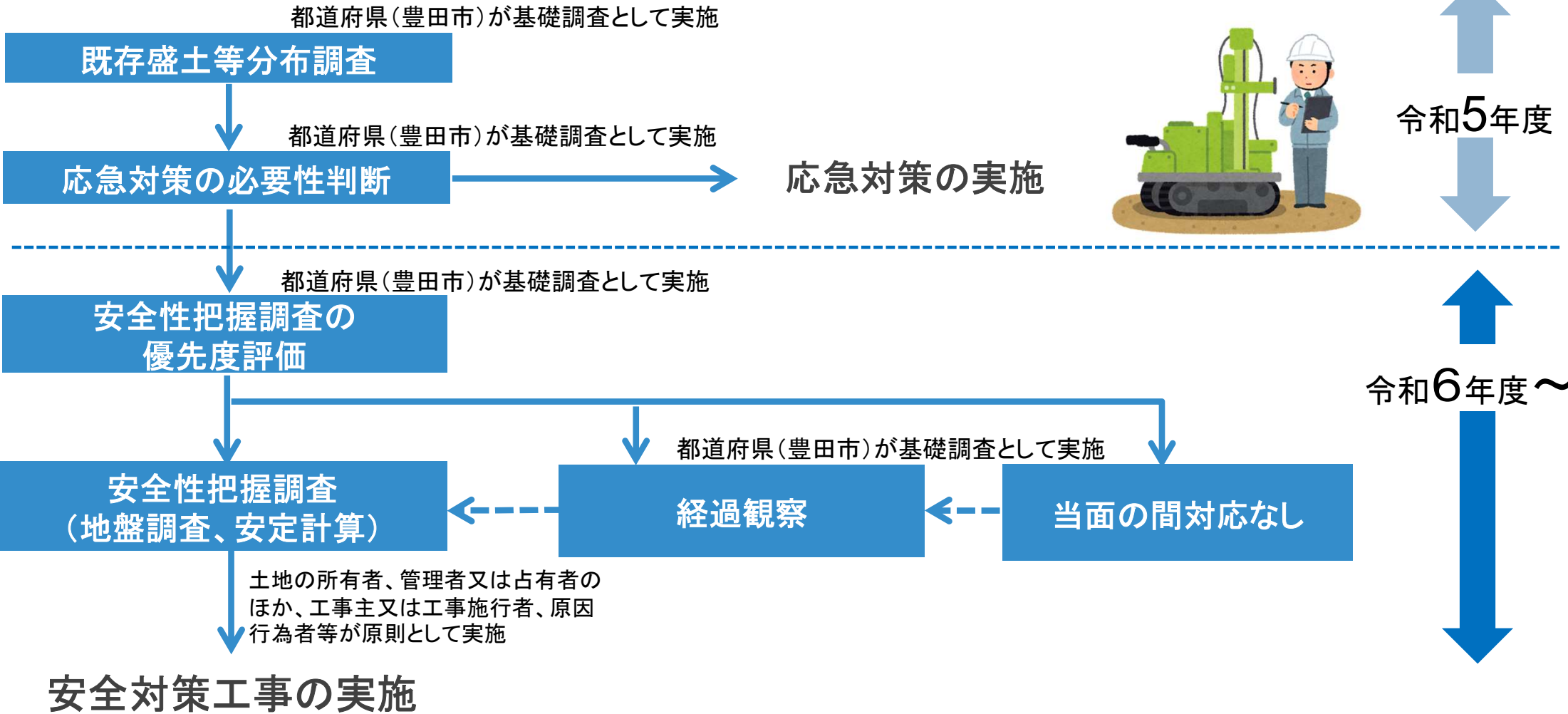
～R6. 9. 31（旧法による申請の場合）

種類	金額
盛土等の土地の面積が500㎡以内	13,000円
盛土等の土地の面積が500㎡超1,000㎡以内	22,000円
盛土等の土地の面積が1,000㎡超2,000㎡以内	33,000円
盛土等の土地の面積が2,000㎡超5,000㎡以内	50,000円
盛土等の土地の面積が5,000㎡超10,000㎡以内	72,000円
盛土等の土地の面積が10,000㎡超20,000㎡以内	120,000円
盛土等の土地の面積が20,000㎡超40,000㎡以内	180,000円
盛土等の土地の面積が40,000㎡超70,000㎡以内	270,000円
盛土等の土地の面積が70,000㎡超100,000㎡以内	360,000円
盛土等の土地の面積が100,000㎡超	450,000円



- ・R6. 10. 1以降は、手数料が増額
- ・約3割程度増額予定
- ・金額は今後HP等で公表

【調査の位置づけ】
 宅造区域及び特盛区域内にある既存盛土等も、災害が発生するおそれのあるものについては、土地所有者、事業者等が安全対策を実施することとされており、それを確保するため、土地所有者等へ勧告や改善命令等を行うことができる。既存盛土等の安全対策を行うため、その分布や安全性の調査が必要となる。



ご清聴ありがとうございました。

詳しくはホームページを
御覧ください



質疑応答